

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」の一部改正について

令和5年8月31日

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領-外食業分野の基準について-」について、今般、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.3	第 1 特定技能 外国人が従事す る業務 【関係規定】 法別表第 1 の 2 「特定技能」の 下欄に掲げる活 動	(追加)	二 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に 関する契約に基づいて行う特定産業分野であつて法 務大臣が指定するものに属する法務省令で定める熟 練した技能を要する業務に従事する活動
2	P.3	第 1 特定技能 外国人が従事す る業務 【関係規定】 分野別運用方針	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関 する重要事項 (1) 1号特定技能外国人が従事する業務 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関 する重要事項 (1) 特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記 3 (1) ア及び(2) アに定める試験区分に対応し、

		(抜粋)		それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分（３（１）ア関係）（１号特定技能外国人） 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理） イ 試験区分（３（２）ア関係）（２号特定技能外国人） 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営
3	P.3-4	第１ 特定技能外国人が従事する業務 【関係規定】 分野別運用要領（抜粋）	第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 １. １号特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる１号特定技能外国人が従事する業務は、運用方針３（１）に定める試験区分及び運用方針５（１）に定める業務に従い、上記第１の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。	第３ その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 １. 特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（例：店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等）に付随的に従事することは差し支えない。 （１）１号特定技能外国人 運用方針３（１）アに定める試験区分及び運用方針５（１）アに定める業務に従い、上記第１の１（１）の試験合格又は下記２（１）の技能実習２号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 （２）２号特定技能外国人 運用方針３（２）アに定める試験区分及び運用方針５（１）イに定める業務に従い、上記第１の１（２）の試験合格により確認された技能を要する飲食物

				調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務
4	P.4	第1 特定技能 外国人が従事する業務 【主たる業務】	○ 外食業分野において受け入れる1号特定技能外国人は、特定技能基準省令第1条第1項第1号に定めるとおり、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理））に主として従事しなければなりません。	【主たる業務】 ○ 外食業分野において受け入れる特定技能外国人のうち、1号特定技能外国人は相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務、2号特定技能外国人は熟練した技能を要する業務に従事することが求められるところ、本要領別表に記載された試験の合格により確認された技能を要する本要領別表に記載された業務（外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）、店舗経営）に主として従事しなければなりません。
5	P.4-5	（1号特定技能外国人）	○ なお、飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。 （1）飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等） （2）接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等） （3）店舗管理：店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・	（1号特定技能外国人） ○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、次のようなものが想定されます。 （1）飲食物調理：客に提供する飲食料品の調理、調製、製造を行うもの（例：食材仕込み、加熱調理、非加熱調理、調味、盛付け、飲食料品の調製 等） （2）接客：客に飲食料品を提供するために必要な飲食物調理以外の業務を行うもの（例：席への案内、メニュー提案、注文伺い、配膳、下膳、カトラリーセッティング、代金受取り、商品セッティング、商品の受け渡し、食器・容器等の回収、予約受付、客席のセッティング、苦情等への対応、給食事業所における提供先との連絡・調整 等） （3）店舗管理：店舗の運営に必要となる上記2業務以外のもの（例：店舗内の衛生管理全般、従業員のシフト管理、求人・雇用に関する事務、従業員の指導・研修に関する事務、予約客情報・顧客情報の管理、レジ・

			券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等) ○ 外食業分野においては、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）に従事する者を受け入れることとしていることから、1号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いてこれらの業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。	券売機管理、会計事務管理、社内本部・取引事業者・行政等との連絡調整、各種機器・設備のメンテナンス、食材・消耗品・備品の補充、発注、検品又は数量管理、メニューの企画・開発、メニューブック・POP 広告等の作成、宣伝・広告の企画、店舗内外・全体の環境整備、店内オペレーションの改善、作業マニュアルの作成・改訂 等) ○ 1号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）の業務に幅広く従事する必要があります。ただし、職場の状況に応じて、例えば、許可された在留期間全体の一部の期間において調理担当に配置されるなど、特定の業務にのみ従事することも差し支えありません。
6	P.5	(2号特定技能外国人)	(新設) (新設)	(2号特定技能外国人) ○ 飲食物調理、接客、店舗管理は、例えば、それぞれ、上記(1)～(3)、店舗経営は、例えば、次のようなものが想定されます。 店舗経営：店舗をトータルで管理するために必要な上記(1)～(3)の業務以外のもの（例：店舗の経営分析、経営管理、契約に関する事務等） ○ 2号特定技能外国人は、試験等で立証された能力を用いて外食業全般及び店舗経営の業務について、トータルで管理できる人材として、従事する必要があります。 そのため、例えば、店舗経営・管理の業務に加え、接客、飲食物調理を行うことも、差し支えありません。

7	P.5	(共通)	○ 1号特定技能外国人を受け入れる事業者は、1号特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。 (略)	(共通) ○ 特定技能外国人を受け入れる事業者は、特定技能外国人を以下の飲食サービス業のいずれかを行っている事業所に就労させる必要があります。 (略)
8	P.6	【関連業務】	○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 (略)	【関連業務】 ○ また、分野別運用要領に記載するとおり、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務に付随的に従事することは差し支えありません。 (略)
9	P.6	【相談窓口】	○ 1号特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 7177	【相談窓口】 ○ 特定技能外国人を受け入れようとする場合に当該外国人に従事させようとする業務が外食業分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03 (6744) 2053
10	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等
11	P.8	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 上陸基準省令 (特定技能第2	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一 申請人が次のいずれにも該当していること。

		号)		イ～ロ (略) ハ 従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。 ニ (略) 二～七 (略)
12	P.8-9	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用方針 (抜粋)	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 外食業分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者又は外食業分野の第2号技能実習を修了した者とする。 (1) 技能水準 (試験区分) 「外食業特定技能1号技能測定試験」 (2) 日本語能力水準 ア 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」 イ そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの	3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 外食業分野において特定技能の在留資格で受け入れる外国人は、以下に定める試験に合格した者(2号特定技能外国人については、実務経験の要件も満たす者)とする。 また、特定技能1号の在留資格については、外食業分野に関する第2号技能実習を修了した者は、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして取り扱う。 (1) 1号特定技能外国人 ア 技能水準 (試験区分) 「外食業特定技能1号技能測定試験」 イ 日本語能力水準 (ア) 「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験 (N4以上)」 (イ) そのほか、「日本語教育の参照枠」のA2相当以上の水準と認められるもの (2) 2号特定技能外国人 技能水準 (試験区分及び実務経験) ア 試験区分 「外食業特定技能2号技能測定試験」及び「日

				本語能力試験（N 3 以上）」 イ 実務経験 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。）を要件とする。
13	P.9-10	第 2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【関係規定】 分野別運用要領（抜粋）		第 1 特定産業分野において認められる人材の基準に関する事項 1. 技能水準及び評価方法等 （2）「外食業特定技能 2 号技能測定試験」及び「日本語能力試験（N 3 以上）」（運用方針 3（2）アの試験区分） ア 技能水準及び評価方法（特定技能 2 号）（技能水準） 外食業特定技能 2 号技能測定試験の合格及び食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2 年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。以下「指導等実務経験」という。）を要件とする（注）。 （中略）

			第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 (1)「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1の試験を免除する。 (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。	(注) 令和5年6月9日の運用要領改正の時点で、外食業分野の1号特定技能外国人として本邦において就労している期間が2年6か月を超える者については、運用要領改正の翌日以降特定技能1号の在留期間上限の日までの日数から6か月を減じた期間を目安とした指導者等実務経験を積んでいること。 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 2. 技能実習2号を良好に修了した者の技能及び日本語能力の評価 (1)「医療・福祉施設給食製造職種：医療・福祉施設給食製造」の第2号技能実習を良好に修了した者については、当該技能実習で修得した技能が、食品衛生に配慮した飲食物の取扱い、調理・給仕に至る一連の業務を担うという点で、1号特定技能外国人が従事する業務で要する技能の根幹となる部分に関連性が認められることから、外食業の業務で必要とされる一定の専門性・技能を有し、即戦力となるに足りる相当程度の知識又は経験を有するものと評価し、上記第1の1(1)の試験を免除する。 (2) 職種・作業の種類にかかわらず、第2号技能実習を良好に修了した者については、技能実習生として良好に3年程度日本で生活したことにより、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準を有する者と評価し、上記第1の2(1)及び(2)の試験を免除する。
--	--	--	--	---

14	P.10	第2 特定技能 外国人が有すべ き技能水準等 ○1つ目及び2 つ目	○ 1号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格等が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験等が免除されます。	○ 1号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語試験の合格が必要です。 ○ また、1号特定技能外国人が従事する業務区分に応じ、本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号を良好に修了した者については上記の試験が免除されます。
15	P.10-11	○4つ目	○ なお、外食業分野においては、特定技能2号での受入れを行うことはできません。	○ 2号特定技能外国人として外食業分野の業務に従事する場合には、本要領別表に記載された技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者（副店長、サブマネージャー等）としての、2年間の実務経験（ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。）が必要です。 「複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督」とは、2名以上のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督することを指し、指導・監督を受ける者の国籍、在留資格、職責等は問いません。また、職場の状況やシフトの都合等により、常時、2名以上いる体制でなくとも差し支えありません。 この場合の「店舗管理を補助する者」とは、店長や事業所責任者が行う店舗管理（衛生管理全般、求人・雇用に関する事務、顧客情報の管理、会計事務管理、食材・消耗品・備品の補充・発注・数量管理等）の業務を補助するものとし、例えば、副店長、サブマネー

				ジャー、サブリーダー、サブチーフ、班長、担当部門長、事業所副責任者等のような役職が想定されますが、店長、事業所責任者などとして、店舗管理に従事することも含みます。
16	P.11	○5つ目	(新設)	○ 2年間の実務経験については、当該経験を終えてから、基本的に5年を想定していますが、10年を超えないものに限ります。
17	P.11	第2 特定技能 外国人が有すべき技能水準等 【確認対象の書類】	<試験合格者の場合> ○ 外食業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力を証するものとして次のいずれか ・国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し ・日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ※ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 <本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合> ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 ・医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し ○ 技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合	<特定技能1号の場合> ○ 試験合格者の場合 ・外食業特定技能1号技能測定試験の合格証明書の写し ・日本語能力を証するものとして次のいずれか 国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し 日本語能力試験(N4以上)の合格証明書の写し ※ただし、修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 ○ 本要領別表に記載された職種・作業の技能実習2号修了者の場合 ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格している場合 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験(専門級)の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習2号修了時の技能実習評価試験に合格していない場合

			・技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号） ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。	技能実習生に関する評価調書（参考様式第1－2号） ＊詳細は「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の「第4章第1節（3）技能水準に関するもの」を御参照ください。 <特定技能2号の場合> ○ 外食業特定技能2号技能測定試験の合格証明書の写し ○ 日本語能力試験（N3以上）の合格証明書の写し
18	P.11-12	第2 特定技能外国人が有すべき技能水準等 【留意事項】	○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等を評価した文書の提出が必要です。	<特定技能1号> ○ 技能実習2号を良好に修了したとして技能試験の合格等の免除を受けたい場合には、技能実習2号を良好に修了したことを証するものとして、技能実習2号修了時の医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験の合格証明書の提出が必要です。 ○ 医療・福祉施設給食製造技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していない場合には、技能試験及び日本語試験を受験し合格するか、実習実施者が作成した技能等の修得等を評価した文書の提出が必要です。 <特定技能2号> ○ 外食業特定技能2号技能測定試験受験の際に、上記実務経験の有無を確認します。実務経験を証明する書面は任意の様式で構いません。詳細は、外食業特定技能測定試験実施要領をご確認いただくか、農林水産省へご確認ください。 ○ 外食業分野の指導等実務経験の経過措置に係る必

			とする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 1 号特定技能外国人に、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこととしていること。 三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から 4 月以内に協議会の構成員となること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 3 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第 3 号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る 1 号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する 1 号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入	行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、風営法第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこととしていること。 三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から 4 月以内に協議会の構成員となること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 六 登録支援機関に 1 号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前 3 号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第 3 号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る 1 号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第 1 の 2 の表の特定技能の項の下欄第 1 号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない
--	--	--	---	--

			れた」と読み替えるものとする。	場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する１号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。 七 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。 八 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。
20	P.14	第３ 特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係る基準 ○２つ目	○ １号特定技能外国人に、風営法第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。また、風営法第２条第３項に規定する接待を行わせてはなりません。	○ 特定技能外国人に、風営法第２条第１項に規定する風俗営業及び同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させてはなりません。また、風営法第２条第３項に規定する接待を行わせてはなりません。

			TEL 03 (6744) 7177	TEL 03 (6744) 2053
23	P.17-18	第4 適合1号 特定技能外国人 支援計画の適正 な実施の確保に 係る基準 【関係規定】 告示第2条	外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。 三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号又は第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。 二 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。 三 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から4月以内に協議会の構成員となること。 四 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。 五 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。

			六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第3号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	六 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前3号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第3号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。 七 特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。 八 特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合に
--	--	--	--	---

				おける当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。
24	P.19	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 上陸基準省令 (特定技能2号)	(新設)	申請人に係る特定技能雇用契約が法第2条の5第1項及び第2項の規定に適合すること及び特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が同条第3項(第2号を除く。)及び第4項の規定に適合することのほか、申請人が次のいずれにも該当していること。 一～六(略) 七 前各号に掲げるもののほか、法務大臣が告示で定める特定の産業上の分野に係るものにあつては、当該産業上の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該産業上の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。
25	P.19	第5 上陸許可に係る基準 【関係規定】 告示第1条	外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第6号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第6号及び法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動の項の下欄第7号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。

26	P.19-20	第5 上陸許可に係る基準 ○1つ目から3つ目	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号に基づき告示をもって定めたものです。 ○ 1号特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、1号特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。 ○ 1号特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。	○ 在留資格「特定技能1号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第6号、及び在留資格「特定技能2号」に係る上陸基準として、外食業分野に特有の事情に鑑みて同在留資格に係る上陸基準省令第7号に基づき、告示をもって定めたものです。 ○ 特定技能外国人を受け入れるに当たっては、当該外国人は労働者派遣によるものであってはならないとするもので、特定技能外国人を派遣することも派遣された者を受け入れることもできません。 ○ 特定技能外国人を派遣し、又は、派遣された者を受け入れた場合には、入国・在留諸申請において不正に許可を受けさせる目的での虚偽文書の行使等に該当し、出入国に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為を行ったものとして、以後5年間は、特定技能外国人の受入れができないこととなります。																																																							
27	別表	別表（外食業）	別表（外食業） <table><tr><th colspan="2">共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="3">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr><tr><th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th colspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><th>職種</th><th>作業</th><th>職種</th><th>作業</th></tr><tr><td>【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）</td><td>外食業技能測定試験</td><td colspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト (日本語能力試験(N4以上))</td><td>飲食・福祉施設給食製造</td><td>飲食・福祉施設給食製造</td><td></td></tr></table> (注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。	共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	職種	作業	職種	作業	【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト (日本語能力試験(N4以上))		飲食・福祉施設給食製造	飲食・福祉施設給食製造		別表（外食業） <table><tr><th colspan="2">共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="3">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr><tr><th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th colspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th></tr><tr><th>職種</th><th>作業</th><th>職種</th><th>作業</th></tr><tr><td>【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）</td><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td colspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)</td><td>飲食・福祉施設給食製造</td><td>飲食・福祉施設給食製造</td><td></td></tr><tr><td>【特定技能2号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験(N4以上)</td></tr></table> (注)修了した技能実習2号の職種・作業の種類にかかわらず、技能実習2号を良好に修了した者は、国際交流基金日本語基礎テスト及び日本語能力試験(N4以上)のいずれの試験も免除されます。 (注)特定技能2号については、技能試験及び日本語能力試験の合格に加えて、業務経験要件(食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての、2年間の業務経験(ただし、当該経験を修了してから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していないものに限る。))が課せられています。	共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等	職種	作業	職種	作業	【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		飲食・福祉施設給食製造	飲食・福祉施設給食製造		【特定技能2号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営						外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験(N4以上)
共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号																																																						
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等																																																					
		職種	作業	職種	作業																																																						
【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト (日本語能力試験(N4以上))		飲食・福祉施設給食製造	飲食・福祉施設給食製造																																																						
共通（特定技能1号・2号）		特定技能1号			特定技能2号																																																						
特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等		試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等																																																					
		職種	作業	職種	作業																																																						
【特定技能1号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)		飲食・福祉施設給食製造	飲食・福祉施設給食製造																																																						
【特定技能2号】 外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営						外食業特定技能2号技能測定試験 日本語能力試験(N4以上)																																																					

分野参考様式第14-1号（特定技能所属機関）

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に就労させること。
(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
(3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）
(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）
 2. 1号特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。
 3. 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
 4. 1号特定技能外国人に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。
 5. 特定技能雇用契約において1号特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
 6. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
 7. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
 8. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
 9. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
(1) 協議会の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
(2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
- (注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者

分野参考様式第14-1号（特定技能所属機関）

外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書

出入国在留管理庁長官 殿

特定技能所属機関
氏名又は名称
住 所
特定技能外国人
氏 名
性 別
国 籍 ・ 地 域
生 年 月 日

記

外食業分野における上記の特定技能外国人を受け入れるに当たり、以下の事項について誓約します。

【誓約事項】

1. 特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）を以下の飲食サービス業のいずれかを行う事業所に就労させること。
(1) 客の注文に応じ調理した飲食料品、その他の飲食料品をその場で飲食させる飲食サービス業（例：食堂、レストラン、料理店等の飲食店、喫茶店等）
(2) 飲食することを目的とした設備を事業所内に有さず、客の注文に応じ調理した飲食料品を提供する持ち帰り飲食サービス業（例：持ち帰り専門店等）
(3) 客の注文に応じ、事業所内で調理した飲食料品を客の求める場所に届ける配達飲食サービス業（例：仕出し料理・弁当屋、宅配専門店、配食サービス事業所等）
(4) 客の求める場所において調理した飲食料品の提供を行う飲食サービス業（例：ケータリングサービス店、給食事業所等）
2. 特定技能外国人を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこと。
3. 特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこと。
4. 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第1号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。以下同じ。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）であること。
5. 2号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の在留資格（同表の特定技能の項の下欄第2号に係るものに限る。）をもって在留する外国人をいう。）に従事させる業務が、外食業全般（飲食物調理、接客、店舗管理）及び店舗経営であること。
6. 特定技能雇用契約において特定技能外国人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣の対象とするものではないことを定めること。
7. 農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること、又は、特定技能外国人を受け入れていない場合にあつては、特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
8. 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
9. 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
10. 登録支援機関に1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあつては、下記(1)～(3)までのいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。
(1) 協議会の構成員であること、又は、外食業分野に係る1号特定技能外国人の支援を実施していない場合にあつては、支援を実施する1号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた日から4か月以内に協議会の構成員となること。
(2) 協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
(3) 農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。
11. 特定技能外国人に対するキャリアアッププランのイメージを予め設定し、雇用契約を締結する前に書面を交

付して説明すること

12. 特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。

(注) 誓約事項を遵守することができなくなった場合は、その旨出入国在留管理庁長官及び当該分野を所管する関係行政機関の長に対し、報告を行うこと。

作成年月日 年 月 日

作成責任者